

返戻金制度について

採用決定者の退職等

採用決定者が入社日以後、3ヶ月以内に雇用契約を終了し退職したとき、支払われた紹介料を、以下の通り返還するものとする。但し、雇用事業所の責に帰すべき事由による解雇又は退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態による場合は、乙は当該返還義務を負わないものとする。

(但し、短期雇用契約書に基づく採用の場合はこれを適用しない)

- | | |
|----------------------------------|------|
| ・雇用契約期間1ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 | 100% |
| ・雇用契約期間1ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 | 50% |

許可番号 23 - ユ - 300276
株式会社ベネフィットスタッフ

返戻金制度について

採用決定者の退職等

採用決定者が入社日以後、3ヶ月以内に雇用契約を終了し退職したとき、支払われた紹介料を、以下の通り返還するものとする。但し、雇用事業所の責に帰すべき事由による解雇又は退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態による場合は、乙は当該返還義務を負わないものとする。

(但し、短期雇用契約書に基づく採用の場合はこれを適用しない)

- | | |
|----------------------------------|------|
| ・雇用契約期間1ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 | 100% |
| ・雇用契約期間1ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約を終了し退職した場合 | 50% |

許可番号 23-ユ-300276
株式会社ベネフィットスタッフ
仙台営業所